

学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画

令和6年（2024年）5月

杉並区教育委員会

目次

1章 計画策定の背景及び部活動改革の目的.....	1
2章 計画目標	7
3章 組織体制の整備	8
4章 取組内容（令和6～8年度（2024～2026年度）） ...	9
5章 地域クラブ活動の拡充に向けて.....	12

参考資料

1章 計画策定の背景及び部活動改革の目的

1-1 部活動を取りまく状況及び部活動改革の背景

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、他学年生徒等との異年齢の人間関係の構築や生徒自身の自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するものとして、大きな役割を担ってきました。

一方、部活動は、全国的に少子化が進展し、一部の集団競技では、チームを編成することができず試合に出場することが困難な活動があることや休日の指導・大会引率などの活動を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で活動を継続することが困難な状況にあります。

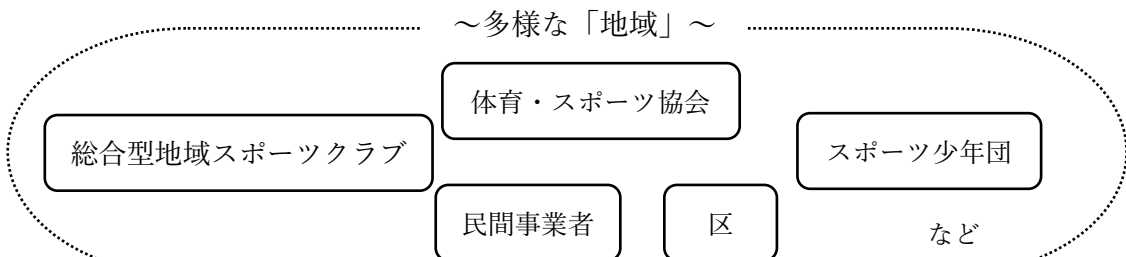
こうした状況を踏まえ、令和4年（2022年）12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という）を策定し、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の適正な運営、効率的・効果的な活動の在り方及び新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

国のガイドラインの策定を受けて、東京都は、都内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行が推進されるよう、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を作成しました。区市町村は、本計画に基づき、令和6年度（2024年度）の早期に地域連携・地域移行に向けた方針及び計画等を策定するとともに、令和7年度（2025年度）末までに地域連携等に向けた取組に着手し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境の充実を図ることとされました。

部活動の地域クラブ活動への移行（地域移行）、地域連携について

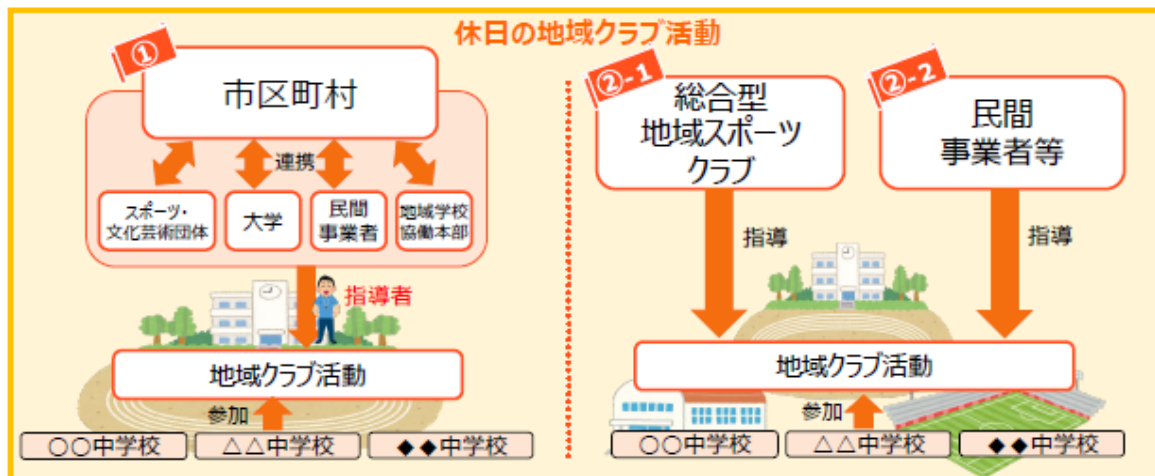
○部活動の改革における「地域」とは

国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、民間事業者などの多様な団体等を地域クラブ活動の運営団体・実施主体として想定しています。また、区市町村が運営団体となることも想定しており、学校以外の人や団体などを広く「地域」として捉えています。



○「地域クラブ活動への移行（地域移行）」とは

現行の中学校で行われている部活動が、学校以外の人や団体など「地域」により行われるようになることを指します。

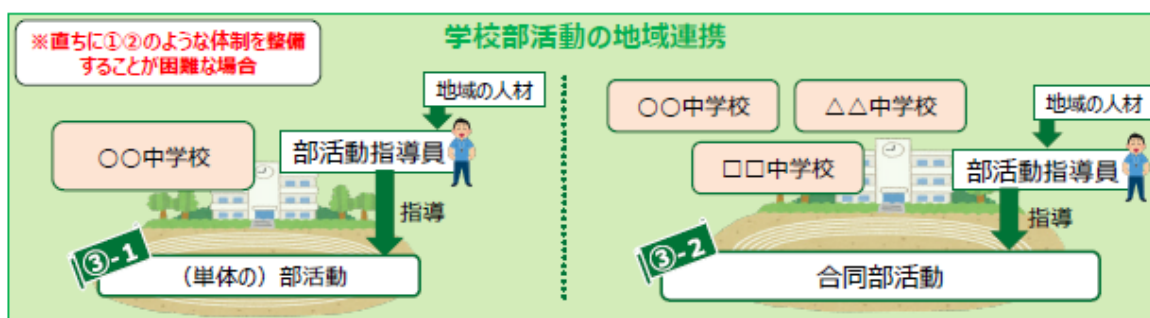


スポーツ庁、文化庁作成資料「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」抜粋

○「地域連携」とは

現行の中学校で行われている部活動に対して、部活動指導員※等の指導者を配置するなど地域人材の支援を受け部活動を実施することをいいます。

必要に応じて、複数校の生徒が一つの拠点に集い活動を実施する方式である「拠点校方式による合同部活動」を導入し、活動を実施します。



スポーツ庁、文化庁作成資料「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」抜粋

※ 部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年省令第11号）第78条の2）

区では、会計年度任用職員として、学校長の管理下で部活動の指導や大会引率等を行っています。

1-2 本区の部活動の現状及び課題

(1) 部活動の現状

表1 区立中学校23校の部員数等 (令和4年度(2022年度))

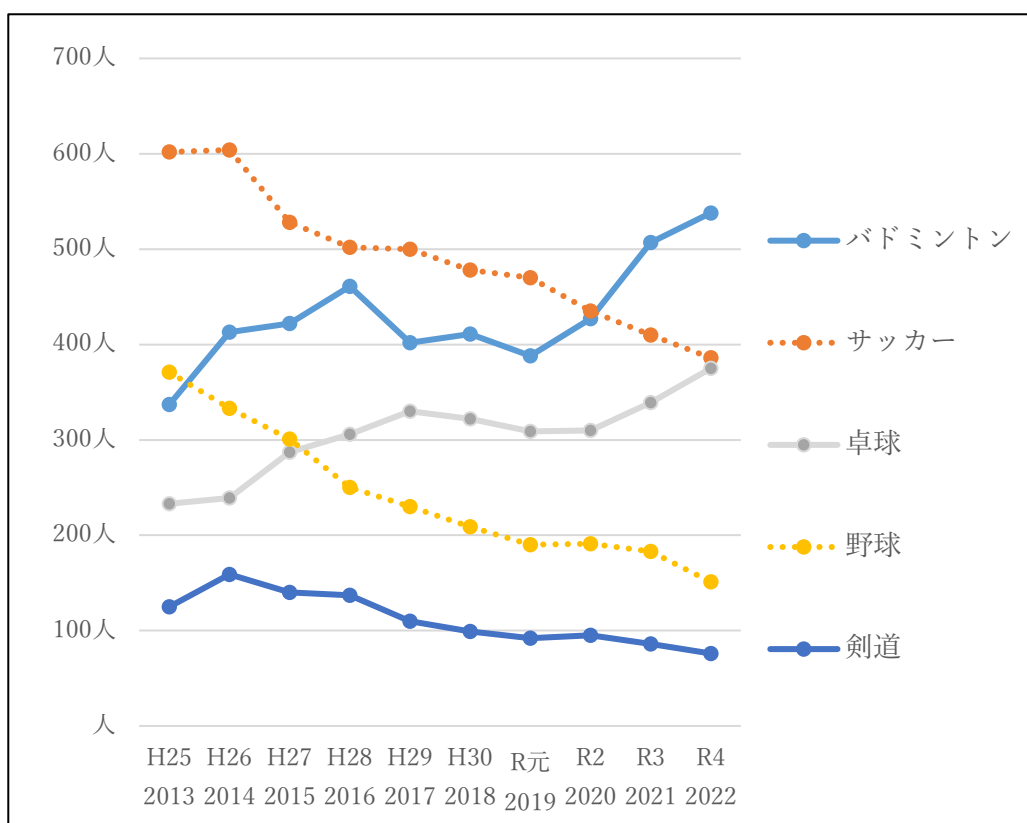
	部活動全体	(内)運動部	(内)文化部
部員数	6,094人	3,914人	2,180人
加入率	90.3%	58.0%	32.3%
設置数	280部活	166部活	114部活
休日に活動している部活動	118部活	105部活	13部活
部活動指導員の配置数	8部活	8部活	0部活

(2) 部活動の課題

課題1 部員数の減少による部活動の衰退化

運動部活動については、部員数上位(令和4年度(2022年度))の種目の推移に着目すると、グラフ1のとおり、個人戦のあるバドミントン部や卓球部の部員数が増加傾向にあることがわかります。一方、集団競技であるサッカー部や野球部等の部員数が減少傾向にあることもわかります。

グラフ1 部員数上位10種目(令和4年度(2022年度))のうち、10年前の部員数と比べ増減率が30%を超える種目の推移



また、サッカー部や野球部においては、表2のとおり、既に一部の学校において、単独校では大会に出場することができないなど、活動が制限される状況にあります。

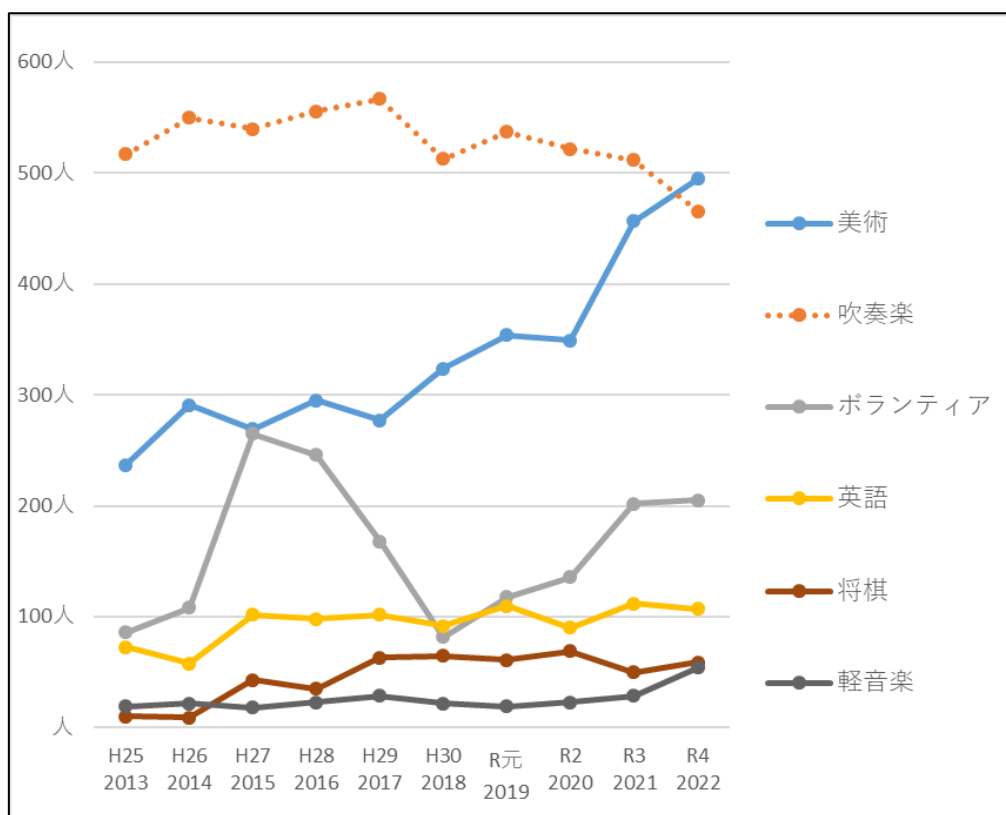
表2 サッカー部、野球部の実施状況（令和4年度（2022年度））

	部員数が競技実施可能 人数に満たない中学校	部活動がない中学校
サッカー部	3校	2校
野球部	3校	11校

（区立中学校数23校）

文化部活動については、部員数上位（令和4年度（2022年度））の種目の推移に着目すると、グラフ2のとおり、吹奏楽部が減少傾向にあり、その他の種目が増加傾向にあることがわかります。

グラフ2 部員数上位10種目（令和4年度（2022年度））のうち、10年前の部員数と比べ減少または30%以上増加した部活動の推移



こうしたことから、部員数の減少により、既に学校単位での部活動の運営が困難な状況が生じていることがわかります。

現在、区立学校の生徒数は概ね横ばいで推移していますが、今後、少子化が進展した場合、生徒数・部員数が減少し、活動自体が失われる恐れがあります。

課題2 部活動を担う教員の負担

①長時間勤務の実態

令和4年度(2022年度)の区立中学校教員の1人当たりの月平均時間外勤務は、約39時間、年度を通じて一度でも月の時間外勤務が80時間※を超えた教員の割合は17%であり、多くの教員が長時間の勤務状態にあります。

※月の時間外勤務が80時間を超えると健康障害のリスクが高まるため、80時間は過労死ラインと呼ばれています。

なお、令和5年(2023年)4月に文部科学省が実施した「教員勤務実態調査(令和4年度)の集計(速報値)」によると、中学校教諭の土日の在校等時間※2時間18分のうち、1時間29分が「部活動・クラブ活動」を事由とした在校等時間であり、多くの教員が部活動を理由に土日の勤務に従事しています。

※在校している時間に、校外において生徒の引率等の職務に従事している時間等を加え、休憩時間等を除いた時間

②教員の意識

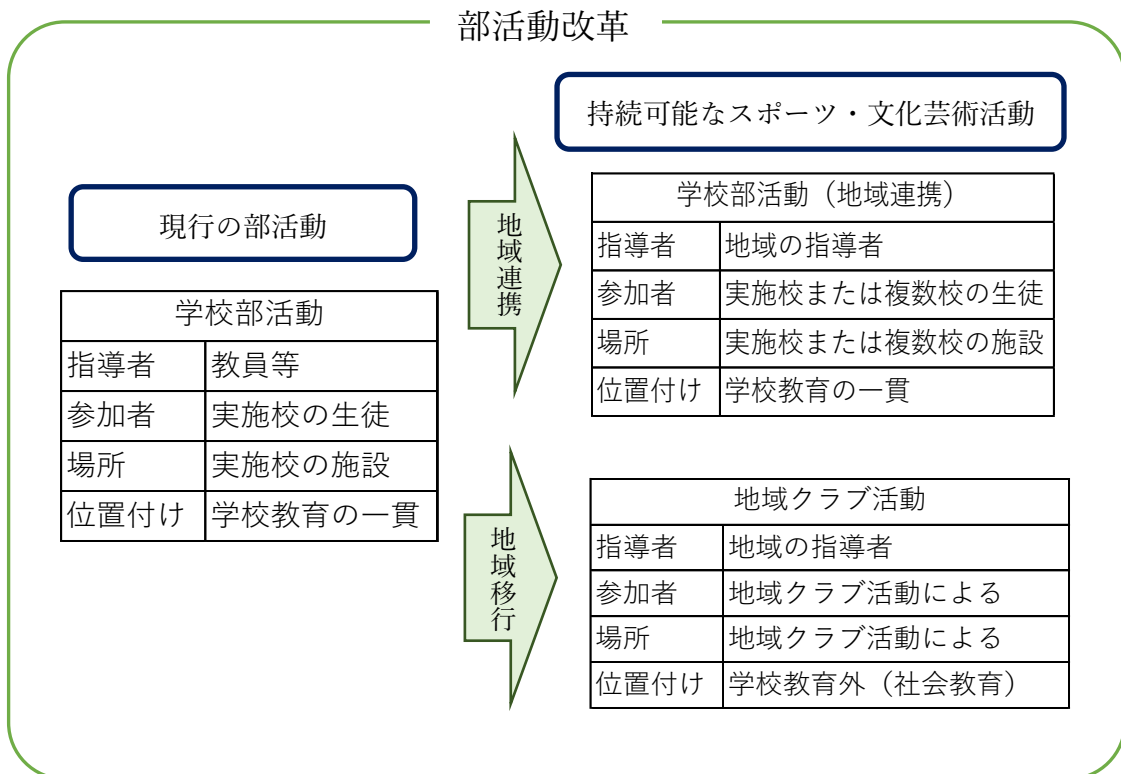
東京都教育庁指導部が、公立中学校等626校を対象に実施した「未来へつなぐ部活動改革 アンケート 集計結果(令和5年(2023年))」によると、教員が現在指導している部活動について困っていることとして、47.6%が「家族との時間や自分の趣味・研究に費やす時間がない」、40.3%が「休みがない・少ない」と回答をしています。

また、部活動の指導や運営により支障が生じている業務として、74%が「教材研究」、50.6%が「生徒指導(補習や面談など)」を挙げています。

このように、多くの教員に部活動の指導や運営を事由とした長時間勤務の実態があり、教員が主体となり指導を行う部活動を継続することが困難な状況にあります。

1-3 部活動改革の目的

生徒が、生涯にわたりスポーツ等に親しむことのできる基礎を培うことや、多様な考え方をもつ生徒間等での交流を通じて自身の主体性や社会性等を育むことができるように、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進し、学校施設等を活用した持続可能なスポーツ・文化芸術活動の場を確保します。



2章 計画目標

2-1 計画の位置付け

本計画は、杉並区実行計画（第2次）等と整合性を図るため、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とし、実行計画（第2次）事業及び杉並区教育ビジョン2022推進計画に定める「部活動の充実」の実現に向けて、計画期間における取組の展望を明らかにします。

なお、今後の部活動を取り巻く状況の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

2-2 計画目標（令和6～8年度（2024～2026年度））

計画期間において以下の取組を実施することを目標とします。

①教員主体ではなく地域が主体となり指導等を担う新たな部活動の実施

生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる基礎を培うことができる持続可能な活動環境を整備するため、一部の運動部活動において、地域クラブ活動への移行を視野に入れた取組として、地域（民間事業者）が主体となり、技術指導、大会引率等を行う部活動を実施する。

また、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた過渡期においては、喫緊の課題である教員の負担を速やかに解消するため、部活動指導員や外部指導者の配置拡充等を行い、地域連携の取組を推進する。

②拠点校方式による合同部活動の実施

生徒が、一定規模の活動の中で、多様な考え方をもつ生徒間等での交流を図り、自身の主体性や社会性を育むことができるように、学校単位での部活動の運営が困難な状況にある一部の運動部活動において、複数校の生徒が1つの拠点に集い、活動を実施する拠点校方式による合同部活動を実施する。

3章 組織体制の整備

3-1 検討組織

区の学校教育部門だけではなく、生涯学習、スポーツ振興部門を構成員として、令和5年度（2023年度）に新たに設置した「杉並区における中学校部活動の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）〈参考資料1〉」において、令和6年度（2024年度）以降も引き続き、部活動の課題や問題点を検証するとともに、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、検討を進めます。

3-2 検討方法

検討委員会では、「運動部活動に関するアンケート まとめ（令和5年（2023年）杉並区立中学校 PTA 協議会）〈参考資料2〉」、「未来へ つなぐ 部活動改革 アンケート 集計結果（令和5年（2023年） 東京都教育庁指導部）〈参考資料3〉」の他、部活動の保護者会における意見などを参考に、表3のような生徒が望む活動等を確認するとともに、令和5年度（2023年度）に新たに設置した「杉並区における中学校部活動の在り方に関する懇談会〈参考資料4〉」の杉並区体育協会、区立小・中学校のPTA協議会が推薦する者等からの意見も踏まえ、部活動の在り方に関する議論を深めていきます。

表3 生徒が中学校の運動部活動に求めていること（回答）

回答項目	割合
①身体を動かして楽しむ環境	75%
②スポーツの技術向上	59%
③人間関係を作る環境（集団生活）	56%
④勉強以外の何かに取り組める環境	43%
⑤自分の目標を設定して、それに向けて自身で工夫、努力する環境	36%
⑥他校・他者と競争し、目標を達成する環境	28%

運動部活動に関するアンケート（令和5年（2023年）2月 杉並区立中学校 PTA 協議会）設問1「中学校の運動部活動に求めていることを3つ教えてください」の回答結果から、割合を算出

4章 取組内容（令和6～8年度（2024～2026年度））

4-1 取組内容

（1）地域連携の取組

部活動指導員、外部指導員等を配置し、教員の負担を軽減しつつ、生徒にとって魅力ある部活動となるように部活動支援の充実を図ります。

① 部活動指導員の配置拡充

部活動指導員は、区の会計年度任用職員として、校長の管理下において、現在、運動部活動の指導、大会や練習試合の引率など部活動の運営・管理等の職務に従事しています。

表4のとおり、計画期間においては、配置数を拡充します。

表4 部活動指導員の配置数（計画数）

（参考）令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
2人拡充 累計8人	4人拡充 （累計12人）	4人拡充 （累計16人）	4人拡充 （累計20人）

② 外部指導員の配置拡充

外部指導員は、地域の人が学校の要請に応じて、ボランティアとして、運動部活動・文化部活動の指導補助を行っています。

表5のとおり、計画期間においては、配置数を拡充します。

表5 外部指導員の配置数（計画数）

（参考）令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
配置数 360回/校	配置数 410回/校	配置数 410回/校	配置数 410回/校

③ 部活動活性化事業によるコーチの配置

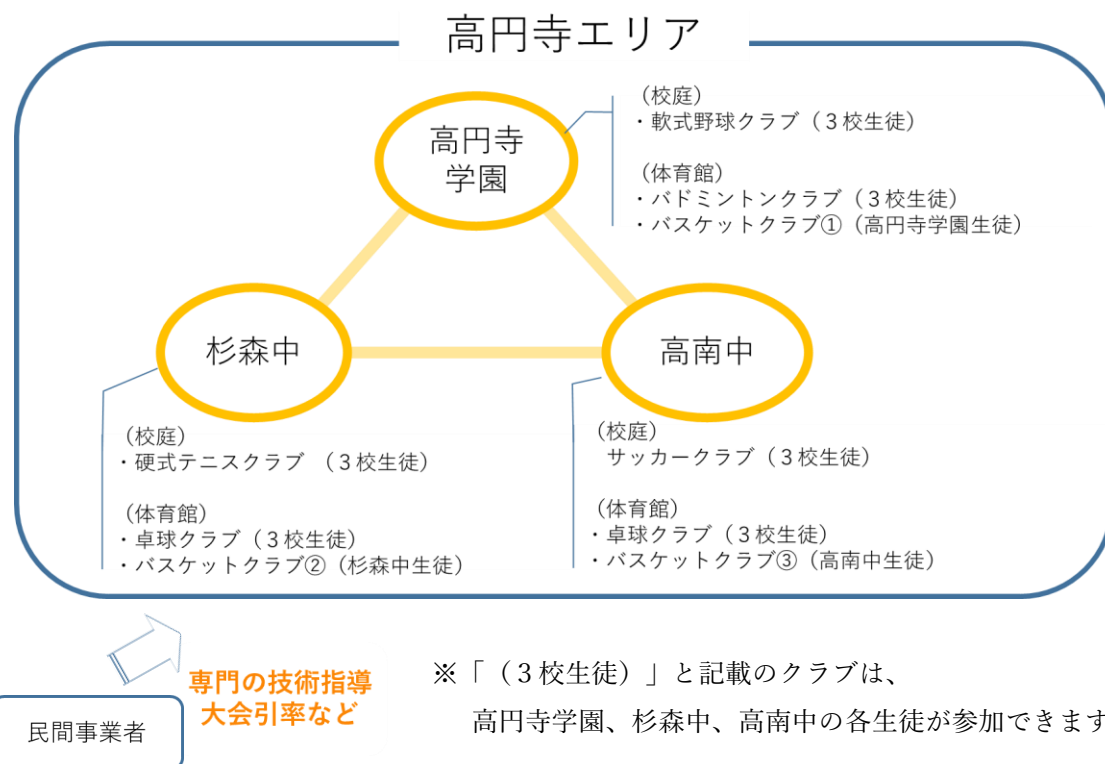
民間事業者等に委託した専門性のあるコーチが、部活動の技術指導を行う部活動活性化事業を、令和5年度（2023年度）に引き続き継続実施します。

(2) 「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組

本取組は、令和4、5年度（2022、2023年度）に高円寺学園中学部においてモデル事業として実施した「中学校の新たな部活動支援業務」を継承して実施するもので、令和6年度（2024年度）も引き続き、高円寺学園中学部の全ての運動部活動の技術指導、大会の引率、審判の実施等を地域（民間事業者）に委託することで、教員の負担軽減を図るとともに、生徒が、スポーツに親しみ、スポーツ技術の向上に資する環境の確保を図ります。

令和7、8年度（2025、2026年度）は、複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する拠点校方式による合同部活動として、高円寺学園中学部、杉森中学校、高南中学校の3校で実施し、一定程度の活動規模と人間関係を作る環境を確保し、多様な考え方をもつ生徒間等での交流による、生徒自身の主体性や社会性を育むことができる環境整備を進めます。

【令和7、8年度（2025、2026年度）の実施イメージ】



また、一つの種目だけではなく複数種目の活動を求める生徒もいることから、希望する生徒が、曜日ごとに別の種目を選択できるなど、多様なスポーツに親しむことができる制度設計も行います。

なお、地域クラブ活動への移行を見据え、将来的に学校ではなく地域が主体となることができるよう、スポーツクラブと称して、活動を実施します。

(3) 文化部活動について

文化部活動では、部員数が減少傾向にある中、コンクールの出場には一定規模の部員数を確保する必要がある吹奏楽部について、優先的に地域クラブ活動への移行の在り方に関する検討を進める必要があります。しかし、吹奏楽部については、楽器ごとに指導者が異なることや使用する楽器の管理方法など、整理すべき多くの課題があります。

現在、区内在住の中学生等に対して、NPO 法人との協働提案事業として、プロの指導者のもとで楽器演奏の基礎を学び、一曲一曲を作り上げる合奏体験の場を提供する「吹奏楽ワークショップ」を実施しています。同ワークショップの成果等を踏まえ、検討委員会において、文化部活動の受け皿となり得る地域クラブ活動の在り方について検討するとともに、現行の部活動に対しては、外部指導員を活用するなど、地域連携の取組を推進し、生徒にとって魅力ある文化芸術活動の維持に努めます。



5章 地域クラブ活動の拡充に向けて

国のガイドラインでは、休日や長期休暇中などに開催される体験教室のような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動なども地域クラブ活動として想定しており、区は、前4章の取組と並行して、こうした様々なスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に向けた検討を進める必要があります。

また、学校教育の一貫である部活動ではなく、社会教育として、地域の特性に合わせた様々な活動が展開され、生徒が、自らの志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術活動を選ぶことができるように、地域との連携を模索し、多様な地域クラブ活動の確保に向けた取組を進めていきます。



参考資料

○参考資料 1

杉並区における中学校部活動の在り方検討委員会設置要綱

○参考資料 2

運動部活動に関するアンケート まとめ

(令和 5 年 (2023 年) 杉並区立中学校 PTA 協議会)

○参考資料 3

未来へ つなぐ 部活動改革 アンケート 集計結果

(令和 5 年 (2023 年) 東京都教育委員会)

○参考資料 4

杉並区における中学校部活動の在り方に関する懇談会運営要綱